

教育職員免許状取得について

中学校および高等学校教諭免許状を取得するために、教育職員免許法「改正法」(平成10年7月1日施行)に従って、所定の単位を修得しなければなりません。

このうち、全学教育科目の中から取得しなければならない科目、単位数および履修時期等は、下記のとおりです。

- (1) 個別教養科目の中の「日本国憲法」 2単位
履修時期 : 3年次以降に箱崎地区で開講される。

(高年次での総合選択履修方式対象科目でもある。)

- | | |
|-----------------|-----|
| (2) 健康・スポーツ科学講義 | 2単位 |
| 健康・スポーツ科学実習 | 1単位 |
| 合 計 | 3単位 |

履修時期 : 講義・実習ともに六本松地区で開講される。

- (3) 言語文化科目 I 2単位

英語, ドイツ語, フランス語, 中国語, ロシア語, 朝鮮語, スペイン語の中から2単位選択必修

- (4) 情報処理科目 I の「情報処理基礎演習」1単位

注) 全学教育科目以外の必要な科目については、各学部の学生便覧等を参照してください。